

答 申 第 3 0 2 号
平成21年10月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年6月23日付け安整第575号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年5月18日付けで異議申立人から提起された、次の処分に係る異議申立てに対する決定について

平成20年4月30日付け安整第211号で行った行政文書部分開示決定

平成20年5月2日付け安整第234号で行った行政文書部分開示決定

平成20年5月9日付け安整第255号で行った行政文書部分開示決定

（平成19年10月29日付けの行政文書開示請求に対する処分）

平成20年5月9日付け安整第255号で行った行政文書部分開示決定

（平成19年11月2日付けの行政文書開示請求に対する処分）

平成20年5月9日付け安整第255号で行った行政文書部分開示決定

（平成19年11月20日付けの行政文書開示請求に対する処分）

平成20年5月15日付け安整第315号で行った行政文書不開示決定

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年4月30日付け安整第211号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）、平成20年5月2日付け安整第234号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定2」という。）、平成20年5月9日付け安整第255号で行った平成19年10月29日付けの行政文書開示請求に対する行政文書部分開示決定（以下「本件決定3」という。）、平成20年5月9日付け安整第255号で行った平成19年11月2日付けの行政文書開示請求に対する行政文書部分開示決定（以下「本件決定4」という。）、平成20年5月9日付け安整第255号で行った平成19年11月20日付けの行政文書開示請求に対する行政文書部分開示決定（以下「本件決定5」という。）及び平成20年5月15日付け安整第315号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定6」といい、「本件決定1」から「本件決定6」までを併せて以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 耐震偽装はノウハウではない。勝山小学校は災害時の避難場所であるから、大地震で校舎が倒壊しないだけでなく、校舎が傾くことがないような耐震強度が必要である。耐震強度は建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準の1.25倍であることは平成19年7月20日付けきょなん議会だより80号で明らかとなっているが、建築確認の変更申請時に変更されていることも明らかとなっている。また、校舎の位置も変更となっており、支持杭の位置が変更されていないことから、校舎の北東角部は1m以上位置のズレがあることから、耐震偽装は明らかである。
- (2) 建築士事務所の耐震偽装は設計のノウハウではなく、全部開示するのが公益である。
- (3) 建築計画概要書は誰でも閲覧でき、その配置図から校舎の床の高さは300mm（0.3m）であることが明らかであるのに、建築確認の申請書の第四面では部分開示とし、その理由は「ノウハウ」であるからとしている。何でも「ノウハウ」として開示しないのは、耐震偽装の隠ぺい、又は、耐震偽装の校舎を建築確認済とした県職員の職権濫用の隠ぺいのためである。鋸南町長は床の高さが300mmであ

ることを開示している。

- (4) 意匠図の1階平面図、塔屋平面図、立面図を開示しないのは、建築費用を安くするためのもので、入札仕様の変更である。当初の入札をやり直さず、落札者への利益供与を隠すものである。
- (5) 自己情報開示請求したところ、平成19年10月29日付け行政文書開示請求書で「平成19年224号」と記載したものが「平成19年115号」と改ざんされていた。
- (6) 平成19年12月17日付け行政文書開示請求に対して、同小校舎のコンクリート打ちが終了し、支持杭が岩盤に届いていたか確認のボーリング調査ができなくなるまで、期間延長もせず故意に放置し、平成20年5月2日付け安整第234号で部分開示決定通知書を発行している。
- (7) 新規の部分開示決定では追加の行政文書の件名が記載され、当初から対象文書隠しを故意にしていた。
- (8) 図面番号はA1からA38まで連番でなければならず、抜けている番号の図面を隠している。
- (9) 平成20年4月1日付け行政文書開示請求では、対象文書を故意に特定しようとしないので、1ページごとの特定をするように開示請求をした。ところが1枚の部分開示決定通知書しか発行していない。一つのページすべてを開示しない場合は、不開示決定通知書で通知しなければならないことから県条例違反の処分である。
- (10) H19-更168号の計画変更確認申請書（建築物）（第1面）と建築計画概要書（第1面）（計画変更時）には安房郡鋸南町役場の受付印があるが、受付番号の「第18号」の筆跡が明らかに違う。公文書の改ざんが行われている。
- (11) H19-115号の構造関係図面は「C-○番」である。決定書ではすべて「C○番」と改ざんしていた。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、次の開示請求を行った。

- (1) 平成19年10月29日付けで「平成19年度建築工事の勝山小学校の耐震に問題がないことがわかる一切の書類（杭の位置の岩盤がどうなっているかについても含む。）（H19第224号にて確認を受けた建築物の地質データも含む）」の開示を求める開示請求（以下「請求1」という。）
- (2) 平成19年11月2日付けで「平成19年224号で建築確認済の鋸南町立勝山小学校は建設予定地の岩盤が地下何mにあるのか不明であったのがきよなん議会だより81号2頁（H19.10.20発行）で明らかになって、岩盤に杭が届かないことも明らかになったことから建築基準法20条同法施行令38条、告示1113号（H13.7.2）に関しての違反が判明したのに建築確認済を取消さなくてよいことわかる一切の書類」の開示を求める開示請求（以下「請求2」という。）

- (3) 平成19年11月20日付けで「H19-更168号の建築確認に関する一切の書類」の開示を求める開示請求（以下「請求3」という。）
- (4) 平成19年12月17日付けで「平成19年度に建築開始した鋸南町立勝山小学校の支持杭56ヶ所の当初の長さ、設計変更後の長さ、実際の長さがどのくらい変わったかわかる一切の書類（56ヶ所の杭の位置、各杭の長さ（当初、設計変更後、実際）がわかる書類）」の開示を求める開示請求（以下「請求4」という。）
- (5) 平成20年4月1日付けで「1～154各々について開示決定のこと。A：〔H19千葉県第115号とH19更168号の建築確認の各〕の略。1、A1頁 2、A2頁（中略）150、A150頁以降の頁151、A第一面152、A第二面153、A第三面154、A委任状」の開示を求める開示請求（以下「請求5」という。）
- (6) 平成20年4月16日付けで「H19.12.17付行政文書開示請求書を同日安房地域整備センターが収受しながら、H20.4.16現在未だに放置されているが、どうして放置するのが許されるのかについてわかる一切の書類」の開示を求める開示請求（以下「請求6」といい、「請求1」から「請求6」までを併せて以下「本件請求」という。）

2 行政文書の特定及び本件決定について

(1) 請求1について

ア 実施機関は、請求1に係る行政文書として鋸南町立勝山小学校の建築確認申請書中の構造関係図面及び構造計算書を特定し、平成19年11月28日付け安整第73号の4による行政文書部分開示決定（以下「当初決定1」という。）を行った。

イ 実施機関は、当初決定1について、不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に取り消し、改めて本件決定3を行った。

(2) 請求2について

ア 実施機関は、請求2に係る行政文書として鋸南町立勝山小学校の建築確認申請書中の構造関係図面及び構造計算書を特定し、平成19年11月28日付け安整第73号の5による行政文書部分開示決定（以下「当初決定2」という。）を行った。

イ 実施機関は、当初決定2について、開示すべき行政文書の特定が漏れていたこと及び不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に取り消し、開示請求に係る行政文書として第H19確認建築千葉県000115号の建築確認申請図書一式及び第H19確更建築千葉県000168号の計画変更確認申請図書一式を特定し、改めて本件決定4を行った。

(3) 請求3について

ア 実施機関は、請求3に係る行政文書として第H19確更建築千葉県000168号で確認済の鋸南町立勝山小学校の計画変更確認申請に係る書類を特定し、平成19年12月14日付け安整第73号の7による行政文書部分開示決定（以下「当初決定3」という。）を行った。

イ 実施機関は、当初決定3について、不開示とした部分に開示すべき情報があっ

たこと等を理由に取り消し、改めて本件決定5を行った。

(4) 請求4について

実施機関は、請求4に係る行政文書として鋸南町立勝山小学校の建築確認申請図書（第H19確認建築千葉県000115号及び第H19確更建築千葉県000168号）の構造関係図面及び構造計算書を特定し、本件決定2を行った。

(5) 請求5について

実施機関は、請求5に係る行政文書として第H19確認建築千葉県000115号の建築確認申請図書一式及び第H19確更建築千葉県000168号の計画変更確認申請図書一式を特定し、本件決定1を行った。

(6) 請求6について

実施機関は、請求6に係る行政文書を保有していないことを理由に本件決定6を行った。

3 本件決定の取消し及び再決定について

(1) 本件決定1について

実施機関は、本件決定1について、不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に一部を取り消し、改めて平成20年10月22日付け安整第1098号による行政文書部分開示決定（以下「再決定1」という。）を行った。

(2) 本件決定2について

実施機関は、本件決定2について、不開示とした部分に開示すべき情報があったことを理由に一部を取り消し、改めて平成20年10月22日付け安整第1097号による行政文書部分開示決定（以下「再決定2」という。）を行った。

(3) 本件決定3について

実施機関は、本件決定3について、不開示とした部分に開示すべき情報があったことを理由に一部を取り消し、改めて平成20年10月22日付け安整第1094号による行政文書部分開示決定（以下「再決定3」という。）を行った。

(4) 本件決定4について

実施機関は、本件決定4について、不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に一部を取り消し、改めて平成20年10月22日付け安整第1095号による行政文書部分開示決定（以下「再決定4」という。）を行った。

(5) 本件決定5について

実施機関は、本件決定5について、不開示とした部分に開示すべき情報があったことを理由に一部を取り消し、改めて平成20年10月22日付け安整第1096号による行政文書部分開示決定（以下「再決定5」といい、「再決定1」から「再決定5」までを併せて以下「本件再決定」という。）を行った。

4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性

ア 実施機関が本件再決定において、条例第8条第2号に該当するとして不開示としたボーリング柱状図中の地質調査会社の担当者（主任技師、現場代理人、コア鑑定者及びボーリング責任者）の氏名、合併処理浄化槽概要書中の浄化槽設備士の氏名及び一級建築士免許証の写し中の生年月日は、特定の個人を識別すること

ができる情報である。

イ このうち、地質調査会社の担当者の氏名及び浄化槽設備士の氏名は、当該担当者及び浄化槽設備士が、法人の役員であるかは不明であり、法人の社員の氏名は一般に公にされる情報ではないため不開示とした。

ウ また、建築士の生年月日は、本件再決定時において建築士の生年月日について公にすることとしている法令等の規定があったとは認められないため不開示とした。

(2) 条例第8条第3号該当性

ア 実施機関が本件再決定において、条例第8条第3号に該当するとして不開示とした部分（確認申請書に添付された合併処理浄化槽概要書中の法人の代表者の印影及び構造計算書中の地質調査資料並びに計画変更確認申請書に添付された構造計算書中の地盤調査の調査結果を除く。）は、建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報である。法人である建築士事務所は、その所属する建築士が建築基準法の範囲内で、建築主の需要にこたえ、間取りや外観等について経済性及び安全性等を考慮し、建築士の経験、技量に基づいて設計するものである。これらの情報が明らかになれば建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えらるる。

イ 合併処理浄化槽概要書で不開示とした法人の代表者の印影は、会社の設立登記の際に届け出られ、印鑑証明の対象となる印であり、当該法人の意思を法人の代表機関として表示する際に使用されるものである。また、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、これにふさわしい形状を有し、契約書等重要書類に使用するものとして、特別な管理をしている印鑑であると推認され、当該法人の事業活動における内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

ウ 合併処理浄化槽概要書、合併処理浄化槽型式適合認定書、合併処理浄化槽型式適合認定書別添仕様書及び図面並びに設計計算書は、建築士事務所が行った設計に係る情報のほか、浄化槽の製造・設計業者が設計した合併処理浄化槽の情報が記載されている。これらの合併処理浄化槽の設計に係る情報は、当該法人の生産技術上又は設計技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

エ 構造計算書を構成する文書である地質調査資料（液状化検討結果）、地盤調査の調査結果の一部、地層推定断面図、液状化検討結果及び孔内水平載荷試験整理図は、地質調査会社が建築主の需要にこたえ、ボーリング調査により採取した試料から調査地の土質及び地層の構成を分析し、考察した内容が記載されており、これらの情報は、地質調査会社が調査及び分析をし、報告書を作成する技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

5 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、建築士事務所の耐震偽装は設計のノウハウではなく、全部開示するのが公益であると主張するが、耐震偽装であるか否かはともかく、不開示とした理由は、上記4で説明したとおりである。
- (2) 異議申立人は、建築計画概要書は誰でも閲覧でき、その配置図から校舎の床の高さは300mm(0.3m)であることが明らかであるのに、建築確認の申請書の第四面では部分開示とし、その理由は「ノウハウ」であるからとしていると主張するが、建築計画概要書の配置図に記載されている床の高さは建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)で明示すべき内容とされている校舎周囲の地盤面±0から床までの高さを表示したものであり、一方、確認申請書第四面の「居室の床の高さ」欄は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第22条第1号に規定する床の直下の地盤面から床の上面までの高さを記載するものである。
したがって、確認申請書第四面に記載されている「居室の床の高さ」は、建築計画概要書に記載されている数値とは異なる情報であり、設計上のノウハウに係るものであると判断して不開示とした。
- (3) 異議申立人は、新規の部分開示決定では追加の行政文書の件名が記載され、当初から対象文書隠しを故意にしていたと主張するが、請求2については、開示すべき行政文書の特定が漏れていたため、当初決定2を取り消し、開示請求に係る行政文書として第H19確認建築千葉県000115号の建築確認申請図書一式及び第H19確更建築千葉県000168号の計画変更確認申請図書一式を特定し、改めて本件決定4を行っている。
- (4) 異議申立人は、図面番号はA1からA38まで連番でなければならず、抜けている番号の図面を隠していると主張するが、建築基準法に基づく確認の申請には、建築基準法施行規則第1条の3の規定により必要な図書及び書類が定められており、特定した行政文書以外に開示請求に係る行政文書は存在しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。
- (2) 異議申立人は、平成20年5月18日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書等について

- (1) 実施機関は、請求1に係る行政文書として実施機関が鋸南町長から平成19年4月11日に収受した鋸南町立勝山小学校の校舎等(以下「本件建築物」という。)に係る建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請図書一式(以下「本件文書1」という。)の一部を特定し本件決定3を行い、請求2に係る行政文書として本件文書1及び実施機関が鋸南町長から平成19年11月5日に収受した本件建

建築物に係る建築基準法第6条第1項の規定による計画変更確認申請図書一式（以下「本件文書2」といい、「本件文書1」と「本件文書2」を併せて以下「本件文書」という。）を特定し本件決定4を行い、請求3に係る行政文書として本件文書2を特定し本件決定5を行い、請求4に係る行政文書として本件文書1の一部及び本件文書2の一部を特定し本件決定2を行い、請求5に係る行政文書として本件文書1及び本件文書2を特定し本件決定1を行った。

(2) 以上のとおり、本件決定1ないし本件決定5は5件の開示請求に対する異なる決定ではあるが、結局のところ本件決定1ないし本件決定5において実施機関が特定した行政文書は本件文書の全部又は一部である。

また、実施機関は、前述の実施機関の説明要旨3のとおり本件決定1ないし本件決定5の一部を取り消し、本件再決定を行っている。

そこで、当審査会では、別表「不開示情報一覧」に掲げる本件再決定において実施機関が不開示とした情報について、条例第8条各号該当性を検討する。

(4) 実施機関は、請求6に係る行政文書を保有していないとして、本件決定6を行っているので、当審査会では、請求6に係る行政文書の存否についても検討する。

3 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした情報は、本件文書1及び本件文書2をそれぞれ構成するボーリング柱状図中の地質調査会社の担当者（主任技師、現場代理人、コア鑑定者及びボーリング責任者）の氏名、本件文書1を構成する合併処理浄化槽概要書中の浄化槽設備士の氏名及び本件文書2を構成する一級建築士免許証の写し中の生年月日（以下「本件担当者氏名等」という。）である。

本件担当者氏名等は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、事業を営む個人の当該事業に関する情報とは認められないため、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

条例第8条第2号本文に該当する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、条例第8条第2号ただし書イの規定により、不開示情報から除かれている。

実施機関は、本件担当者氏名等について、いずれも本件再決定時において法令等の規定により又は慣行として公にされていないと説明する。

しかしながら、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第30条は、浄化槽工事業者は、国土交通省令の定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならないと規定しており、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）第9条は、浄化槽法第30条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識の記載事項は、氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名、登録番号及び登録年月日、浄化槽設備士の氏名とすると規定している。

そうすると、本件担当者氏名等のうち浄化槽設備士の氏名は、法令等の規定により公にされている情報であると解するのが相当であり、条例第8条第2号ただし書イに該当し、同号に規定する不開示情報に該当しない。

本件担当者氏名等のうち浄化槽設備士の氏名以外の情報については、実施機関の説明を覆す事情もないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しないと判断する。

また、本件担当者氏名等は、条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニに該当しない。

4 条例第8条第3号該当性について

実施機関は、本件再決定において不開示とした本件担当者氏名等以外の情報（以下「本件法人情報」という。）について、条例第8条第3号イに該当すると説明するので、以下、本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について検討する。

(1) 条例第8条第3号イの判断基準

条例第8条第3号イは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

ここでいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、法的保護に値する権利一切、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。

また、条例第8条第3号イの「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ当該法人等又は当該個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は当該個人と県との関係などを十分考慮しなければならないが、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

以上のような判断基準により、本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について、以下、具体的に検討する。

(2) 本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について

ア 建築士事務所の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

(ア) 実施機関は、本件法人情報（本件文書1を構成する合併処理浄化槽概要書に記録された法人の代表者の印影並びに本件文書1を構成する構造計算書中の地質調査資料及び本件文書2を構成する構造計算書中の基礎・地盤説明書の「調査結果」に記録された情報を除く。）は建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報であり、これらの情報が明らかになれば当該建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えると説明する。

(イ) 実施機関の説明するとおり、本件文書は全般にわたって当該建築士事務所が行った設計に係る情報が記録されており、設計者がその蓄積された建築設計に関する知識、技術、経験等を用いて、建築主の要望やコスト等を踏まえつつ、構造耐力上の安全性等を考慮しながら作成したものであると認められる。

(ウ) 一方で、本件文書に記録されているような建築確認申請に係る情報については、建築基準法第93条の2の規定により、一部の情報が建築計画概要書として閲覧に供されている。

また、本件のように建築確認申請に係る建築物が公共の建物の場合、建築主によって、実質的に一部の情報が公になっていることも考えられる。

このような情報は、建築士事務所が行った設計に係る情報であっても、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示しなければならない。

(エ) 本件法人情報のうち、本件文書1を構成する確認申請書に記録された居室の床の高さ及び本件文書2を構成する計画変更確認申請書に記録された居室の床の高さ（以下「本件居室の床の高さ」という。）について、異議申立人は、誰でも閲覧できる本件建築物の建築計画概要書に添付されている配置図（以下「本件配置図」という。）に記載されており、鋸南町長は開示している旨の主張をしている。

これに対し、実施機関は、本件配置図に記載されている床の高さは、校舎周囲の地盤面から床までの高さを表示したものであるが、確認申請書第四面の「居室の床の高さ」欄には、建築基準法施行令第22条第1号の規定により、最下階の居室が木造である場合に床の直下の地盤面から床の上面までの高さを記載するものであって、本件配置図に記載されている情報とは異なる情報であると説明する。

しかしながら、本件居室の床の高さに類似した情報と認められる校舎周囲の地盤面から床までの高さが記載された本件配置図が建築基準法に基づき閲覧に供されている状況において、本件居室の床の高さを公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害すると判断するに足りる特段の事情は認められない。

よって、本件居室の床の高さは、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

(オ) 本件法人情報のうち、本件文書1を構成する1階平面図（合併処理浄化槽の設計計算書に添付された1階平面図を含む。）に記載された建築物内部の寸法、室の名称、設備・備品等の名称（階段部分に表記された記載を含む。以下同じ。）並びに本件文書2を構成する1階平面図に記載された建築物内部の寸法、室の名称、室面積及び設備・備品等の名称（以下「本件室の名称等」という。）については、建築基準法に基づき閲覧に供されている本件配置図に本件建築物の1階の間取り、寸法等の情報が記載されていることから、本件再決定において実施機関がすでに開示している本件文書1及び本件文書2をそれぞれ構成する1階平面図（以下「本件1階平面図」という。）に記載された間取り、寸法等の情報から容易に推知される情報であり、また、用途が小学校であるという本件建築物の性質をかんがみると、教師、児童、保護者等多数の者が知り得る情報である。

よって、本件室の名称等は、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

- (カ) 本件法人情報のうち、本件文書1及び本件文書2をそれぞれ構成する2階平面図・塔屋平面図（本件文書1を構成する合併処理浄化槽の設計計算書に添付された2階平面図・塔屋平面図を含む。）に記録された情報から屋根の材質及び凡例を除いた部分（以下「本件2階平面図等」という。）については、当審査会で見分したところ、上記(オ)で判断した本件1階平面図と同様に、本件建築物の間取りや寸法を記録した図面であると認められる。

実施機関は、平面図などの設計図面は当該建築士事務所が行った設計に係る情報であり、本来は条例第8条第3号イに該当し開示しない情報であるが、本件再決定においては、建築基準法に基づき閲覧に供されている本件配置図に本件建築物の1階の間取り、寸法等の情報が記載されていたため、本件1階平面図の間取り等の情報を開示したと説明する。

しかしながら、本件建築物の1階の間取り、寸法等の情報が、既に建築基準法に基づき閲覧に供されている状況において、本件1階平面図と同様の情報が記録されている図面と認められる本件2階平面図等を公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害すると判断するに足りる特段の事情は認められない。

よって、本件2階平面図等は、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

- (キ) 本件法人情報のうち、本件文書1及び本件文書2をそれぞれ構成する立面図（以下「本件立面図」という。）に記録された情報は、建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた本件建築物の外観を表したものであり、完成後に不特定多数の者が目視により確認できる情報であることを承知の上で作成された図面であると判断するのが相当であり、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

よって、本件立面図は、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

- (ク) 本件法人情報のうち、本件文書2を構成する構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の写し（以下「本件構造計算安全証明書」という。）中の「建築物の区分」については、本件建築物が建築基準法上、どのような区分の建築物に該当するかということを示す情報であり、本件建築物の具体的な構造や設計を明らかにするものではなく、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、本件法人情報のうち、本件構造計算安全証明書中の「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」及び本件文書2を構成する構造計算書中の構造計算概要書に記録された「適用する構造計算の種類」については、建築物の区分を踏まえて選択した建築基準法施行令に規定する構造計算の種類を示す情報で

あり、建築士が構造計算に使用した具体的なプログラムや構造計算の内容を明らかにするものではなく、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、これらの情報は、条例第8条第3号イに該当しない。

(ケ) 実施機関が当該建築士事務所の正当な利益を害するとして不開示としたそのほかの本件法人情報については、公にすることにより、当該建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

イ 法人の代表者の印影について

実施機関が不開示とした法人の代表者の印影を見分したところ、認証的機能を有し法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別な管理をしている印鑑の印影と推認される。

よって、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

ウ 合併処理浄化槽の製造・設計業者の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

本件法人情報のうち、実施機関が合併処理浄化槽の製造・設計業者の正当な利益を害するとして不開示とした情報（本件文書1を構成する合併処理浄化槽の設計計算書に添付された1階平面図及び2階平面図・塔屋平面図に記録された情報を除く。）は、すべて上記ア(ケ)で判断した情報に含まれており、当該合併処理浄化槽の製造・設計業者の正当な利益を害するかどうかを判断するまでもなく、公にすることにより、当該建築士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

なお、本件文書1を構成する合併処理浄化槽の設計計算書に添付された1階平面図及び2階平面図・塔屋平面図は、当該建築士事務所に所属する建築士が作成したものであり、当該合併処理浄化槽の製造・設計業者のノウハウが記録されているとは認められず、また、当該図面に記録されている情報は、上記ア(ウ)及び(カ)で判断したとおり、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとも認められないことから、条例第8条第3号イに該当しない。

エ 地質調査会社の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

(ア) 本件法人情報のうち、本件文書2を構成する構造計算書中の基礎・地盤説明書の「調査結果」の一部である土質試験一覧表及び土性図に記録された情報については、小学校という公共の建物の建築地に係る自然的な事実に関する情報であり、冒頭の説明文も含めて、それ自体から、当該地質調査会社が調査報告書を作成する技術上のノウハウが明らかになるものではなく、公にすることにより、当該地質調査会社の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

(イ) 実施機関が地質調査会社の正当な利益を害するとして不開示としたそのほか

の本件法人情報は、当該地質調査会社がボーリング調査により採取した試料を詳細に分析し、その結果を基に独自に考察した具体的な内容であり、当該地質調査会社が建築主の需要にこたえる調査報告書を作成するための技術上のノウハウが明らかになる情報と認められる。

よって、これを公にすることにより、当該地質調査会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

5 条例第10条該当性について

- (1) 異議申立人は、建築士事務所の耐震偽装は設計のノウハウではなく、全部開示するのが公益であると主張するので、本件法人情報のうち、上記4で当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあると認められ条例第8条第3号イに該当すると判断した情報（以下「本件建築士事務所に関する情報」という。）の条例第10条該当性について検討する。
- (2) 条例第10条の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第8条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、当該情報を公にすることに、当該情報を開示しないことにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。
- (3) 当審査会で実施機関に確認したところ、本件建築物については、提出された図書を審査した結果、建築基準関係規定に適合しており、異議申立人の主張する耐震偽装は認められないとのことであり、実施機関の説明を覆す事情も認められない。
- (4) そうすると、本件建築士事務所に関する情報を公にすることに、当該情報を開示しないことにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認めることはできない。

6 行政文書の不存在について

- (1) 実施機関は、請求6について、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に本件決定6を行っており、当該行政文書を保有していない具体的な理由は、当該行政文書を作成も取得もしていないからであると説明する。
- (2) 請求6は、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に「H19. 12. 17付行政文書開示請求書を同日安房地域整備センターが収受しながら、H20. 4. 16現在未だに放置されているのが、どうして放置するのが許されるのかについてわかる一切の書類」と記載されており、平成19年12月17日付けの請求4について実施機関が条例第13条に規定する期限を経過しているにもかかわらず、条例第12条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）を行わないことを正当化する内容が記載された行政文書の開示を求めているものと解するのが相当である。
- (3) 請求4について、実施機関は、平成20年5月2日付けで本件決定2を行っており、条例第13条第2項又は条例第14条に規定する開示決定等の期限の延長の手続をしていない。
- (4) そうすると、実施機関の請求4に対する手続は、条例の規定に反するものと言わざるを得ず、その手続を正当化する内容が記載された行政文書は通常あり得ないが、

念のため、当審査会で実施機関に対し確認を求めたところ、実施機関での保有は認められなかった。

(5) よって、請求6に係る行政文書を保有していないとした本件決定6は妥当である。

7 異議申立人の主張について

(1) 行政文書開示請求書の訂正について

ア 異議申立人は、自己情報開示請求したところ、請求1の行政文書開示請求書で「平成19年224号」と記載したものが「平成19年115号」と改ざんされていたと主張する。

イ 請求1について、実施機関に確認したところ、当該行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄では、「第224号」と記載されていたが、その後続く記載が「確認を受けた建築物」となっていたので、当該建築確認申請の確認番号である「第115号」の方が適切な記載だと考え、当初決定1を行うに当たって、実施機関が訂正したとのことであった。

ウ 行政文書開示請求書の訂正は、請求者に確認した上で行うべきであり、実施機関においては、このような事務処理が繰り返されることのないよう再発防止に努められたい。

(2) 請求4に係る事務手続について

ア 異議申立人は、平成19年12月17日付けの行政文書開示請求に対して、期間延長もせずに故意に放置し、平成20年5月2日付け安整第234号で部分開示決定通知書を発行していると主張する。

イ 請求4に対する実施機関の手続は、上記6(3)のとおりであり、条例の規定に反するものと言わざるを得ない。

ウ 実施機関においては、このような事務処理が繰り返されることのないよう再発防止に努められたい。

(3) 請求5について

ア 異議申立人は、請求5では、実施機関が対象文書を故意に特定しようとしないので、1ページごとの特定をするように開示請求をした。ところが1枚の部分開示決定通知書しか発行していない。一つのページすべてを開示しない場合は、不開示決定通知書で通知しなければならないことから県条例違反の処分であると主張する。

イ 請求5に対して、実施機関は本件決定1を行っているが、本件決定1の行政文書部分開示決定通知書を見分したところ、請求の趣旨を満たす行政文書をすべて特定した上で、不開示とした部分を具体的に表記し、不開示とした部分ごとに不開示の理由も表記していることが認められた。

ウ そうすると、本件決定1は、条例第12条第1項及び同条第3項の規定を遵守した適法な決定と認められ、異議申立人が主張するような県条例違反の処分ではない。

エ 異議申立人の請求5のような請求は、実施機関に過度な事務の負担を強いるものであり、条例の趣旨を逸脱した不適正な開示請求であると言わざるを得ない。

(4) その他

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

8 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報については、条例第8条第2号又は第3号に該当しないので開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 6. 30	諮問書の受理
20. 8. 8	実施機関の理由説明書の受理
20. 11. 10	異議申立人の意見書の受理
21. 2. 20	審議
21. 3. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 5. 19	審議
21. 6. 23	審議
21. 7. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成21年7月21日現在)